

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第9号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第10条の2 給与条例第27条第2項及び給与等条例第22条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p>	<p>第10条の2 給与条例第27条第2項及び給与等条例第22条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 年額130万円以上、<u>（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。